

名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託特記仕様書

(業務場所の所在地及び名称)

第1条 受託者が業務を履行する業務場所の所在地及び名称は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 名護下水処理場 | 【港二丁目2番1号】 |
| (2) 東系ポンプ場（名護下水処理場内） | 【 ” ” 】 |
| (3) 喜瀬処理場 | 【字喜瀬1568番地の2】 |
| (4) 喜瀬No.1.2.3号マンホールポンプ場 | 【字喜瀬96、109、101番地】 |
| (5) 名座喜中継ポンプ場 | 【字宮里1076番地1】 |
| (6) 世富慶マンホールポンプ場 | 【字名護6496番地5】 |
| (7) 為又No.1.2号マンホールポンプ場 | 【字為又265-3,352-1番地】 |
| (8) 宇茂佐No.1.2.3.4号マンホールポンプ場 | 【字宇茂佐1398-9,817-4,288,1493番地】 |
| (9) 屋部No.1.2号マンホールポンプ場 | 【字屋部141,73-1番地】 |
| (10) 山入端No.1 マンホールポンプ場 | 【字山入端38番地】 |
| (11) 宮里 No.1 マンホールポンプ場 | 【字宮里970番地】 |
| (12) 大北 No.1 マンホールポンプ場 | 【大北四丁目12番6号】 |

(業務概要)

第2条 本業務は、名護下水処理場に流入した下水を標準活性汚泥法により2次処理を行い、塩素滅菌後、名護湾へ排水基準以下で放流し、発生した汚泥を汚泥処理工程に送泥し、濃縮・消化・脱水処理をするとともに、消化槽で発生した消化ガスで消化ガス発電を行い、名護下水処理場の中央監視室にて喜瀬処理場の運転監視、各中継ポンプ場、マンホールポンプ場、高度処理施設の運転・監視を行い、各施設の保守点検と水質試験を業務とする。

(業務委託の範囲)

第3条 業務の適用範囲は、流入井以降放流渠までの水処理施設全体、汚泥処理施設、汚泥脱水業務、管理本館、消化ガス発電施設、高度処理施設、受変電施設、付帯設備と喜瀬下水処理場及び各中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場の維持管理、また、日常の流入水、放流水に関する簡易的な水質検査、汚泥脱水、脱水ケーキ搬出業務とする。

(勤務時間及び勤務者数)

第4条 勤務時間及び勤務者数は、次のとおりとするが、受託者において緊急を要するなど特別の事情があると認めるときは、この時間を超えて業務を履行しなければならない。なお、休憩時間については、労働基準法に準ずることとする。また、保守点検及び水質試験業務従事者は、名護市職員の勤務に準ずるものとする。

業務名	名護下水処理場運転操作監視業務		
勤務時間	昼勤	AM8:30~PM5:15	毎日
	夜勤	PM4:30~AM9:00	毎日
勤務者計	6名		

業務名 保守点検業務
勤務時間 昼勤 AM8:30～PM5:15 月曜日～金曜日
勤務者計 3名

業務名 汚泥監視業務
勤務時間 昼勤 AM8:30～PM5:15 月曜日～金曜日
勤務者計 1名

業務名 水質試験業務
勤務時間 昼勤 AM8:30～PM5:15 月曜日～金曜日
勤務者計 3名

業務名 その他業務
勤務時間 昼勤 AM8:30～PM5:15 月曜日～金曜日
勤務者計 5名